

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 23 年 7 月 6 日
開会時刻	午前 10 時 37 分
閉会時刻	午前 10 時 50 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春
	中川幸久 浜口和久 工村一三 中村豊治
	宿 典泰議長
欠席委員名	長岡敏彦
署名者	野口佳子 黒木騎代春
担当書記	津村将彦
審議議案	議案第 50 号 伊勢市市税条例等の一部改正について
	議案第 51 号 伊勢市都市計画税条例の一部改正について
	議案第 52 号 水槽付消防ポンプ自動車(玉城出張所配備分)の取得について
	議案第 53 号 水槽付消防ポンプ自動車(二見出張所配備分)の取得について
説明者	総務部長、総務課長、管財契約課長、課税課長
	行政経営課長
	消防長、消防次長

## 審議結果並びに経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

直ちに議事に入り、本会休憩前に総務政策委員会へ審査付託された、議案第50号「伊勢市市税条例等の一部改正について」、議案第51号「伊勢市都市計画税条例の一部改正について」、議案第52号「水槽付消防ポンプ自動車（玉城出張所配備分）の取得について」、及び議案第53号「水槽付消防ポンプ自動車（二見出張所配備分）の取得について」を審査し、質疑の後、議案第50号については賛成多数で、議案第51号、議案第52号、及び議案第53号については、全会一致で原案どおり可決すべしと決定され、委員会を閉会した。

開会 午前10時37分

### ◎佐之井久紀委員長

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、8名でありますので、会議は成立しております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。野口委員、黒木委員の御両名にお願いをいたします。

本日、御審査いただきます案件は、休憩前の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けたものでございまして、1つは議案第50号「伊勢市市税条例等の一部改正について」、それから議案第51号「伊勢市都市計画税条例の一部改正について」、それから議案第52号「水槽付消防ポンプ自動車（玉城出張所配備分）の取得について」、議案第53号「水槽付消防ポンプ自動車（二見出張所配備分）の取得について」、以上4件であります。

お諮りをいたします。

審査の方法につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

### ◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

### 【議案第50号「伊勢市市税条例等の一部改正について」】

#### ◎佐之井久紀委員長

それでは、始めに、議案第50号「伊勢市市税条例等の一部改正について」を議題とします。

先日、7月1日でございますが、配付されました追加議案書の1ページから6ページをお開きください。1ページから6ページです。

大変、内容的にもありますので、今、御精読をいただいていると思いますが、何か御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この条例の部分の、上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例措置というのですか、それを延長することに関わってこの条例に反映されているわけなのですが、これは国が、株式の取引によって得た利益の、本則は20パーセントのところを10パーセントに、半額にするということで、非常に大金持ち、大資産家優遇ということで、非常に批判の声も強いし、政府与党内でもこれについてはいろんな意見がある中で、今回また未曾有の経済危機ということをお口実に、国の法律で延長したことに関わってこの市税条例も変えるということなのですけれども、これについて、具体的に伊勢市ではどのような税収入の面で、こういうふうに改正した場合、影響があるのかということに、参考になるような値として直近の数字でよろしいので、伊勢市の税収にどのような影響がこの間、これはずっと続いている中で更に延長しようということですから、この間の数字をちょっと聞かせていただきたいのですが。どんなものですかやろか。

◎佐之井久紀委員長

課税課長。

●岡康弘総務部課税課長

今、委員仰せの部分でございますが、当然、これからという部分につきましては、今後の動向が読めないところなのですが、一番直近ということでございますので、平成22年度の課税状況調べから数字を報告させていただきたいと思いますが、今現在、1.8パーセントの軽減税率を適用させていただいておりますので、市民税額としまして、108万2千円、実績としてございます。

これが仮に本俸の3パーセントという適用であるとするならばということでございますが、単純の比較ということになります、180万4千円ということになりますので、差額としまして、72万2千円の差が出るというふうに計算できるかと思っております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。

伊勢市についてもそれだけ税収で影響が出るということで、それだけの金額を確保しようと思ったらいろんな意味で大変なことで、これは最近、経済的に落ち込んでいる中

でそういうことですから、過去の数字を遡ったらかなりの額になるのではないかなというふうに思います。

それが今後も維持されるということで、国の法律が改正されたということで、当局のほうはそれの整備を当然するということが理解できるのですが、議会としてはそういう制度の非常に不条理な点を認めるというのは難しいなということで、そのへんは問題だなというふうなことが実感できる数字でした。

また、過去の数字についてはまた後で教えていただくようになると思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。発言もないようでございますので、以上で議案第 50 号の審査を終わります。討論を行います。討論はございませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

すみません。私はこの議案第 50 号「伊勢市市税条例等の一部改正」について、先ほど質問でも申し上げましたけれども、伊勢市の税収にも大きな影響があるし、全体として金持ち優遇税制で経済の危機に対応すると言いながら、それに対する実証的な証明もされておられません。

効果も明らかになっていない中で、この条例を改正していくというのはいかかなものかという点で、反対をさせていただきます。以上です。

◎佐之井久紀委員長

他に討論はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。

それでは採決を行いたいわけでございますが、お諮りをいたします。採決は起立により行いますので、起立のない人は反対とみなしますので、よろしくお願いいたします。

議案第 50 号「伊勢市市税条例等の一部改正」につきまして、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

〔起立多数〕

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

起立多数と認めます。よって議案第 50 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第 51 号「伊勢市都市計画税条例の一部改正について」】**

◎佐之井久紀委員長

次に、議案第 51 号「伊勢市都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

追加議案書の 31 ページから 33 ページをお開きください。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。黒木さんよろしいですか。

御発言もないようでございますので、以上で議案第 51 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。なしということでございますので、これで討論を終わります。

それではお諮りをいたします。議案第 51 号「伊勢市都市計画税条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって議案第 51 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第 52 号「水槽付消防ポンプ自動車（玉城出張所配備分）の取得について」】**

◎佐之井久紀委員長

続きまして、議案第 52 号「水槽付消防ポンプ自動車（玉城出張所配備分）の取得について」を議題とします。

追加議案書の 35 ページ、36 ページをお開きください。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。御発言もないようでありますので、以上で議案第 52 号の審査を終わります。  
それでは討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。討論なしということでございますので、討論を終わります。  
それではお諮りをいたします。採決をいたします。議案第 52 号「水槽付消防ポンプ自動車（玉城出張所配備分）の取得」につきましては、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。  
よって議案第 52 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

#### 【議案第 53 号「水槽付消防ポンプ自動車（二見出張所配備分）の取得について】

◎佐之井久紀委員長

続きまして、議案第 53 号「水槽付消防ポンプ自動車（二見出張所配備分）の取得について」を議題とします。

追加議案書の 38 ページ、39 ページをお開きください。  
御発言はありませんか。中村委員。

○中村豊治委員

ちょっと教えていただきたいのですが、この同じ水槽付消防ポンプ自動車 1 - B 型と、こういうようなことなのですか、今一度、この中身の違いを、つまり 200 万くらい違うわけですね。

だから今一度、この中身の違いをちょっと分かりやすく説明していただきたいと思うのですけれども。

◎佐之井久紀委員長

消防次長。

●大西邦生消防次長

お答えします。

御質問にありましたように、基本的にはその2台の車両とも、ほぼ仕様は同じでございます。

そうしまして、異なる点でございますけれども、それは配備出張所の活動環境、例えば玉城出張所でしたら高速道路を抱えております。そして二見出張所の場合、旅館街という場所を抱えていると。

そういうところで玉城出張所におきましては救助資機材を、そうしまして旅館街であります二見出張所は空気呼吸器、隊員が着装して建物の中に進入していくというところで、仕様の差異がございます。

見積もりの結果、金額的にはほぼ同等となりましたので、予定価格は同じになったということで、入札の結果、当然事業所、メーカーの値引率等がありまして、これだけの差異に至ったというふうに考えております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

それでは他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。御発言もないようでございますので、53号の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

はい。討論なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。採決をいたします。議案第53号「水槽付消防ポンプ自動車（二見出張所配備分）の取得」につきまして、原案どおり可決すべしと決定しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

よって議案第53号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

以上で当委員会の付託案件の審査を終わります。

お諮りをいたします。委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。そのように取り計らうことに決定いたしました。

これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。ご苦勞さんでした。

閉会　　午前 10 時 50 分



上記署名する

平成23年 月 日

委員長

委員

委員

7月6日説明員（7人）

○総務部長

総務課長

管財契約課長

課税課長

行政経営課長

○消防長

消防次長